

日米物品貿易協定交渉に関する要請

北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米・麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ、牛肉・豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っています。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。

しかし、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしております。日豪EPAを上回るTPP11、それを超える日EU・EPAへと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々に行われています。

多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、TPP11協定は本年12月30日発効が確定し、日EU・EPA協定も来年2月に発効される見通しです。いずれの協定も、国内農業や地域経済に及ぼす影響は甚大なものであり、農業者の間では依然として反対の声や、将来への不安感が渦巻いております。

こうした中、米国側が検討していた輸入自動車25%の追加関税を見送る代償として、新たに米国との物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へと繋がる恐れがあり、農業者からは強い憤りの声が上がっています。重要農畜産物の多くを抱える北海道農業への影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるなか、国内政策が不十分な状況にあり、とても日米二国間による農産物関税交渉は容認できるものではありません。

については、経済連携交渉で北海道農業・農村の崩壊を招かないように、持続可能となる食料・農業・農村政策を推進されますよう下記事項をそえてご要請致します。

記

日米物品貿易協定交渉は、サービス分野などを含む事実上の日米FTAであり、TPPを交渉のベースとしているため、更なる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃等が求められる恐れが強いことから、安易な農畜産物関税協議には断じて応じないこと。

以上

2018年12月

北海道農民連盟
委員長 西原正行